

江別市パートナーシップ宣誓制度

# 手続きガイド



江 別 市

(令和6年4月 改訂版)

# 1. 江別市パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、性的少数者（性的マイノリティ）※<sup>1</sup>の方を含む2人のカップルが、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的、物理的、精神的に協力し合う関係であることを市長に宣誓し、市が両者に対して証明書（パートナーシップ宣誓書受領証）を交付する制度です。

この制度によって、法律上の婚姻のように法的な権利や義務が発生することはなく、相続や税控除などの法律上の効果は一切ありません。

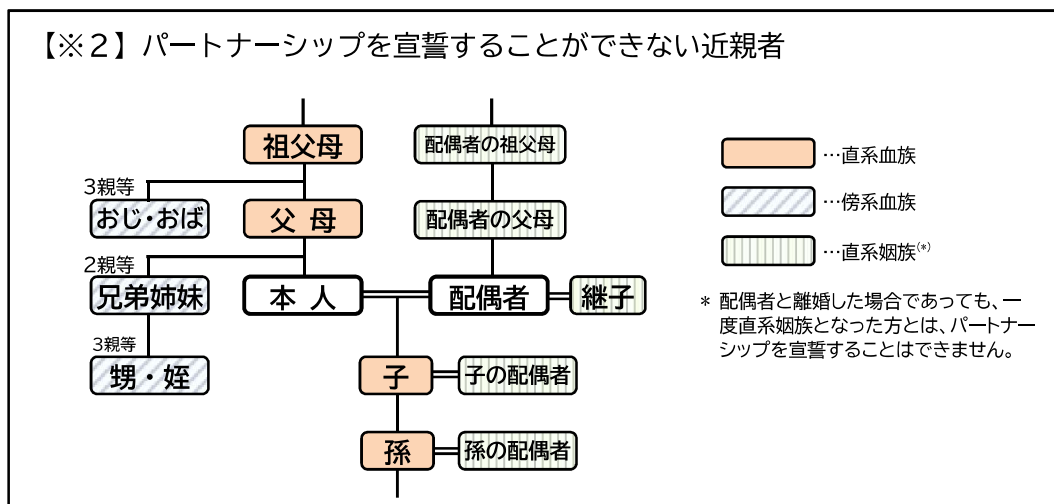
しかし、お二人の意思を市が尊重し、それを公に示すことにより、性の多様性への理解を促進し、性的少数者やそのカップルに対する社会的な偏見や差別が少しでも解消されることで、お二人が自分らしく生き生きと暮らしていけることを目的とするものです。

【※1】性的少数者（性的マイノリティ）とは  
典型的とされていない性自認や性的指向を持っている方や、性自認や性的指向が定まっていない（又は持っていない）方のことを指しています。

# 2. 宣誓をすることができる方

パートナーシップを宣誓するには、以下の項目を全て満たす必要があります。

- (1) 一方又は双方が性的少数者である2人のカップルであること。（戸籍上の性別は問いません。）
- (2) 双方が成年に達していること。（令和4年4月1日以降は18歳以上）
- (3) 少なくとも一方が江別市に住民登録している（又は、江別市への転入を予定している）こと。
- (4) 双方に配偶者がいない（婚姻していない）こと。
- (5) 宣誓する相手以外の方とパートナーシップの関係にないこと。
- (6) 双方が近親者（直系血族又は3親等以内の傍系血族若しくは直系姻族の関係）※<sup>2</sup>でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。



### 3. 手続きの流れ

パートナーシップの宣誓は、以下の手順で行います。

#### (1) 手続き日時の事前予約

手続き希望日の1週間前までに直接窓口へお越しいただくか、電話又はインターネットから宣誓する日時を予約してください。個室での対応も可能ですので、ご希望の場合はお申出ください。

なお、事前予約がない場合は対応ができませんのでご注意ください。



- 窓口：市役所本庁舎2階 市民生活課窓口（17番）
- 電話番号：（011）381-1124（直通）  
（受付時間：月～金 8時45分～17時15分 祝休日・年末年始除く）
- インターネットから申込（QRコードから移動できます→）  
【申込ページ】 <https://logoform.jp/f/S890K>



#### (2) 宣誓当日の流れ

①予約した日時に必要書類（3頁参照）を持って、市民生活課窓口（市役所本庁舎2階 17番窓口）まで、**必ず宣誓するお二人そろって**お越しください。（郵送による宣誓は受け付けておりません。）

②窓口にて「パートナーシップ宣誓書」をお渡ししますので、市の職員の立会いのもと、必要事項を両者の自筆で記入し、必要書類とともに提出してください。裏面の確認事項についても記載漏れのないようにしてください。なお、印鑑は不要です。



※宣誓書等に自ら記入することができない場合は、宣誓する両者及び市の職員の立会いのもとで、他の一方のパートナーまたは第三者が代書することができます。（第三者が代書する場合、代書する方の本人確認書類の提示が必要になります。）

③宣誓者の一方又は双方と同居し、生計を一にする未成年の子（実子又は養子）の氏名等を受領証に記載することができます。ご希望の場合は、「**子に関する申出書**」に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。

※子の氏名等の記載は、宣誓者と生計を一にする未成年の子がいることを示すものであり、子が成年に達するまで有効です。

④市の職員が宣誓内容や必要書類の確認と本人確認を行います。不備や不足のないことが確認できましたら、宣誓書等を受理し、**宣誓書の写し**をお渡しします。

※書類に不備や不足がある場合等は、追加の提出を求める又は宣誓書の受領をお断りすることがあります。

#### (3) 宣誓書受領証の交付

受領証の交付には1週間程度かかります。それぞれの宣誓者へ受領証（書面及びカード）と添付書類（原本）を郵送します。

## 4. 宣誓時に準備いただく必要書類

パートナーシップの宣誓には、宣誓者それぞれについて、以下の書類の提出が必要となります。（提出いただいた書類は、受領証交付時に返却します。）

### (1) 現住所を証明する書類

住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書（住所と氏名が記載されたもの。個人番号の表示がないもの。3か月以内に発行されたものに限ります。同一世帯の場合は1通で可）なお、市外にお住いの方も提出が必要です。

### (2) 配偶者がいないことを確認できる書類

戸籍謄本 又は 独身証明書（いずれも本籍地の市町村で取得することができます。3か月以内に発行されたものに限ります。）

外国籍の方は、大使館など公的な機関が発行する配偶者がいないことを確認できる書面とその日本語訳文を提出してください。

### (3) 本人確認書類

宣誓者それぞれについて、次のうちいずれか1つ。

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・旅券（パスポート）
- ・運転免許証
- ・その他官公署が発行した免許証・許可証又は登録証明証で本人の顔写真が添付されたもの



※健康保険証、年金証書、介護保険被保険者証など顔写真の添付がないものは、**2点以上**の提示が必要です。

※宣誓書を第三者が代書する場合は、**代書者の本人確認書類**を提示してください。

### (4) 江別市に転入予定の方

転出証明書、物件売買契約書、賃貸契約書など江別市へ転入する予定日を確認できる書類（3か月以内に発行されたものに限ります。）

転入が完了したら速やかに転入した事実を確認できる書類（住民票の写しなど）を提出してください。

### (5) 通称名の使用を希望される方

通称名を日常的に使用していることが客観的に確認できる書類（勤務先や学校等が発行した身分証明書、通帳、診察券、郵便物など2点以上）を提出してください。

なお、通称名が住民票に記載されている場合は、(1)の書類で確認します。

### (6) 子の氏名等の記載を希望される場合

戸籍謄本など子と宣誓者との関係を確認できる書類及び住民票の写しなど同一世帯である事実を確認できる書類（3か月以内に発行されたものに限ります。）

なお、受領証から子の記載を削除する場合は、再交付の申請（4頁参照）を行ってください。



## 5. 受領証の再交付について

受領証を紛失、毀損、汚損した場合、改姓・改名した場合などの事情により受領証の再交付を希望するときは、宣誓書が保存されている場合に限り、再交付を申請することができます。

なお、宣誓書の保存期間は宣誓日の翌日から10年間です。

再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書」に必要事項を記入して、**交付済みの受領証と一緒に**（紛失の場合を除く）提出してください。

また、子の記載の削除についても再交付の申請により行うことができます。再交付申請の理由は「その他」を選択し、括弧内に「子の記載の削除」と記入してください。

## 6. 受領証の返還について

次の各いずれかに該当するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」に必要事項を記入し、受領証を添付して提出してください。

- (1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 双方がともに市内に住所を有しなくなったとき。（転勤、親族の介護などやむを得ない事情により一時的に市外に転出した場合を除きます。）

転出先の市町村が、江別市と連携協定を締結している場合は、江別市に継続利用申請書を提出することにより、江別市の受領証を返還することなく、転出後もそのまま継続して使用することができます。（→5ページ「8. 自治体間連携について」をご覧ください。）

- (4) その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき。

## 7. 宣誓にあたっての留意事項

- (1) 宣誓書の受理によって、戸籍や住民票の内容が変更されることはありません。また、宣誓者が希望した場合であっても、市は戸籍や住民票の内容を変更することはできません。
- (2) 宣誓の際に虚偽や不正な行為があった場合や、受領証を不正に使用したことが判明した場合、市は受領証を取消すことがあります。その場合は、直ちに受領証を市に返還しなければなりません。
- (3) 宣誓者双方が希望する場合、保存期限より前に宣誓書を破棄することができます。詳しくは担当までお問い合わせください。

## 8. 自治体間連携について

江別市で宣誓した方が江別市外へ転出するときは、原則として、受領証を江別市に返還しなければならず、転居した後も受領証を使用したい場合は、転出した先で新たにパートナーシップ宣誓の手続きを行う必要があります。

そういった手続きの負担を軽減するため、江別市ではパートナーシップ制度を導入する他の自治体と連携協定を締結しています。

これにより、転出先が江別市と連携協定を結んでいる自治体の場合には、江別市に「継続使用申請」を行っていただくことで、受領証を返還することなく、転出先でもそのまま継続して使用することができます。

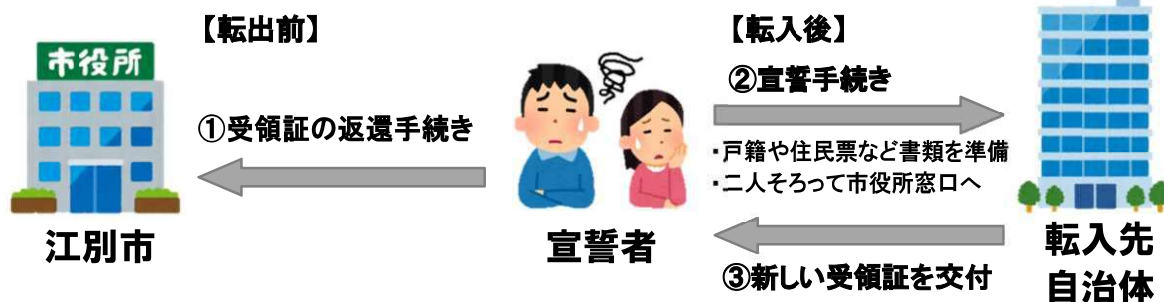
また、連携協定を結んでいる自治体から江別市へ転入してくる場合も同様に、転入元で「継続使用申請」を済ませておけば、お手持ちの受領証を江別市でそのまま使用することができます。

※転出先の宣誓要件によっては、継続できない場合があります。詳しくは、転居先の自治体へお問い合わせください。

※帯広市との自治体間連携につきましては、下記の図と違い転入後の手続きだけとなりますので、詳しくは事前にご連絡願います。

### <自治体間連携のイメージ>

#### 自治体間連携なし



#### 自治体間連携あり



## (1) 継続使用の申請方法

### ①江別市から、連携協定を結んでいる他の自治体へ転居する場合

江別市役所の窓口へ継続使用申請書を提出してください。

なお、転居先でのパートナーシップ宣誓手続きは不要です。

#### <提出書類>

- パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（第7号様式）
- 本人確認書類（宣誓者それぞれについて、次のうちいずれか1つ）
  - ・個人番号カード（マイナンバーカード）
  - ・旅券（パスポート）
  - ・運転免許証
  - ・その他官公署が発行した免許証・許可証又は登録証明証で本人の顔写真が添付されたもの

※健康保険証、年金証書、介護保険被保険者証など顔写真の添付がないものは、2点以上の提示が必要です。

※宣誓書を代書する場合は、代書する方の本人確認書類の提示が必要です。

#### <提出先・お問い合わせ>

窓口：江別市役所本庁舎2階 市民生活課窓口（17番）

電話：（011）381-1124（直通）

（受付時間：月～金 8時45分～17時15分 祝休日・年末年始除く）

### ②連携協定を結んでいる他の自治体から、江別市へ転入する場合

転入元で継続使用申請の手続きを行ってください。

江別市役所でのパートナーシップ宣誓手続きは不要です。

継続使用の申請方法については、転入元の市町村にご確認ください。

## (2) 連携協定を締結している自治体（令和6年4月15日現在）

○札幌市	令和4年12月1日連携開始
○北見市	令和5年2月1日連携開始
○苫小牧市	令和5年2月1日連携開始
○岩見沢市	令和5年2月1日連携開始
○小樽市	令和6年1月1日連携開始
○上川中部圏域1市7町※	令和6年1月16日連携開始
（※旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町）	
○帯広市	令和6年3月15日連携開始
○滝川市	令和6年3月15日連携開始
○深川市	令和6年4月1日連携開始
○釧路市	令和6年4月1日連携開始
○室蘭市	令和6年4月15日連携開始

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

**江別市 生活環境部市民生活課**

- 窓口：市役所本庁舎2階 市民生活課窓口（17番）
- 電話番号：（011）381-1124（直通）  
（受付時間：月～金 8時45分～17時15分 祝休日・年末年始除く）
- Eメール：danjo@city.ebetsu.lg.jp